解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

名古屋市南区駈上一丁目八番二八号

株式会社伊藤技研

代表清算人　伊藤　嘉浩

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

名古屋市南区南野三丁目三七番地

株式会社大協電機工業

代表清算人　川口　茂雄

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

京都府京丹後市網野町小浜九三五番地

株式会社エフエムエス

代表清算人　森　義夫

解散公告

当社は、平成二十三年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目五―五

株式会社ＩＭ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　岸野　浩通

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

神戸市中央区下山手通一丁目五―七　三宮オークラビル三Ｆ　有限会社ＢＩＧ―Ｏ

清算人　河濟　慎也

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

山口県萩市大字椿東三〇三五番地一四

萩電機工業有限会社

清算人　石川紀美子

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

香川県さぬき市津田町津田一〇〇四番地

有限会社トスコ管理センター

清算人　吉原　松則

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

宮崎県児湯郡都農町大字川北四八八四番地

株式会社河北工業

代表清算人　河野　宏介

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年三月二十四日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

北海道標津郡中標津町丸山二丁目二二番地

中標津町土地開発公社

清算人　清原　哲雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

群馬県沼田市上之町一一六五番地一

財団法人上之町会館

代表清算人　小熊　幸雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

大阪府東大阪市高井田元町一丁目二番一六号

特定非営利活動法人コミュニティ・エンパワーメント東大阪

代表清算人　千葉　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

山口県宇部市大字妻崎開作一〇五〇

ＮＰＯ法人山口県リニューアル技術支援協会

清算人　窪井　宏陽

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十八日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目四三四番地

財団法人宇和町住宅協会

代表清算人　三好　幹二

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成八年四月十日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

福岡県福岡市西区大字金武八五一番地の一

清算法人福岡市金武第二土地改良区

清算人代表　大原　安信

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十一年十二月一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

福岡県福岡市西区大字金武二一三六番地

清算法人福岡市飯盛西土地改良区

清算人代表　松村角之助

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

福岡県福岡市西区大字金武二一三六番地

清算法人福岡市金武吉武土地改良区

清算人代表　大原　敏弘

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

福岡県行橋市行事六丁目四番一八号

財団法人京都田川地区大谷会

清算人　蓮井　道雄